

住宅の耐震化・防火対策

地震による死者の多くが、家屋の倒壊による圧死です。昭和56年に建築基準法に基づく耐震基準が大きく改正されました。また、平成12年にも一部が改正されています。このことから、昭和56年以前建築の建物は、特に地震による倒壊の危険性が高いと言われており、住宅の耐震化が必要とされています。まずは住宅の耐震診断を受け、地震に耐えられる家

なのか調査しましょう。

震災時、もう一つ気をつけなければいけないのが出火。電気の漏電や電気が復旧した際の通電火災、ガス漏れ火災、石油ストーブによる出火の3つが主な原因となります。漏電遮断機や感震ブレーカーなどの装置を利用しましょう。

「住宅の耐震診断事業」の利用を

●補助対象

- ・木造住宅の場合／平成12年5月31日以前に着工された住宅
 - ・非木造住宅（鉄筋コンクリートなど）／昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- 上記のいずれかに該当し、かつ下記2項目に該当するもの。
- ・有田川町内にある個人所有のもので、申請者が対象の建物を所有し、居住または居住予定であるもの
 - ・地上階数が2以下かつ延床面積200㎡以下のもの
- ※その他諸条件があります。

●費用負担

- ・木造住宅の場合／無料
- ・非木造住宅の場合／耐震診断費用の3分の2を補助（最大8万9,000円）

●申し込み

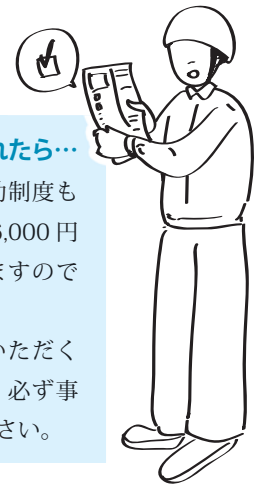
- ・募集戸数／20戸（先着順）
- ・申込受付期間／平成31年2月4日（月）まで
- ・申し込み先／吉備庁舎建設課、清水行政局建設環境室

※必ず着工前に申請してください。

耐震性が低いと判断されたら…

耐震設計や改修の補助制度もあります。最大116万6,000円の公的支援が受けられますのでぜひご利用ください。

なお、契約前に申請いただくことが必須であるため、必ず事前に役場までご相談ください。



年々脅威を増す豪雨災害。30年以内に発生する確率は70%だと言われている南海トラフの大地震。災害は命を奪う脅威であり、また今までの生活を一瞬で壊してしまいます。

「今まで大丈夫だったから、今回も大丈夫。自分は死なない」という考えは、多くの人が思う人間の自然な心理で、大災害に直面した経験がない多くの人は、このように考えてしまいがちです。しかし「今まで生きてきたこと」と「この災害のあとも生きていくこと」は、希望的観測であって、根拠がありません。確実に命を奪う脅威であることを理解しましょう。

事前の対策と発災時の行動が、被災時の被害に大きく影響します。あなたの行動で防げる被害があります。

あなたとあなたの家族を守るために、できることから、あなたの意識を変えることから、今始めませんか？